研究課題	面会交流の支援に関する研究 ―別居親へのインタビュー調査結果の検討―
研究代表者	青木　聡 （心理社会学部　臨床心理学科　教授）

１．研究目的

日本では、離婚後の単独親権制度の弊害で、面会交流について激しく争う事例が後を絶たない。2011 年（平成 23 年）に面会交流紛争の新受件数（調停＋審判）は年間 1 万件を突破し、2000 年（平成 12 年）と 2014 年（平成 26 年）の新受件数を比較すると約 4.8 倍の増加となっている（司法統計年報　家事事件編、2000～2014：図１）。この増加傾向もあって、2012 年 4 月（平成 24 年）から、離婚時に面会交流および養育費を取り決めるよう明文化した改正民法第 766 条が施行された。

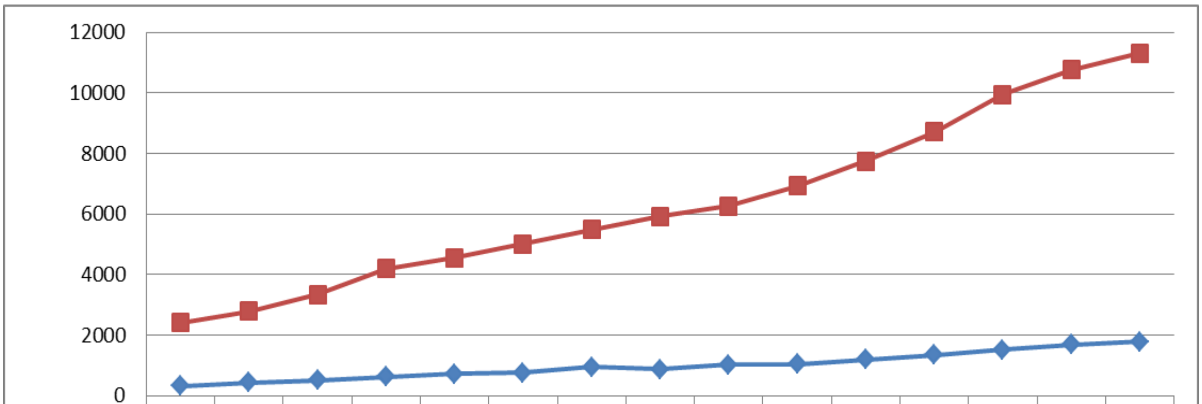

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
審判	322	434	509	638	725	760	952	883	1,020	1,050	1,201	1,354	1,519	1,684	1,786
調停	2,406	2,797	3,345	4,203	4,556	5,014	5,488	5,917	6,266	6,924	7,749	8,714	9,945	10,762	11,312

図１　面会交流紛争の新受件数（司法統計年報より作成）

しかし、法務省（2014）の「未成年の子がいる夫婦の協議離婚時の養育費と面会交流の取り決め状況調査（2013 年度）」によると、2013 年（平成 25 年）における未成年の子がいる夫婦の協議離婚届け出総数 127,560 件のうち、面会交流および養育費について取り決めたのはいずれも約 60%（面会交流 77,869 件：61.0%、養育費 77,304 件：60.6%）にとどまっている（mネット通信、2014）。また、「平成 23 年度全国母子世帯等調査結果報告」（厚生労働省、2011）によると、ひとり親家庭（離婚）のうち、約 70%が面会交流を行っておらず、約 80%が養育費の支払いを受けていない。

このような現状において、わが国では、子どもの利益に配慮した面会交流支援と養育費の支払い確保の方策が切実に求められている。とりわけ面会交流支援については、父母の離婚紛争によって疎遠になった親子関係の改善を試みる重要な心理臨床的課題であるにもかかわらず、日本特有の単独親権制度を踏まえた面会交流支援の方法はこれまで一切検討されていない。まったく手つかずの分野といってよいだろう。

そこで本研究では、わが国の実情にあった面会交流支援の要点を提言するため、離婚後に子どもとの面会交流を円滑に実施できている別居親群と、子どもとの面会交流が断絶している別居親群にインタビュー調査を実施し、面会交流を円滑に実施するための「秘訣」について検討することを目的とする。

具体的には、離婚紛争が始まった時点から親権者が確定して面会交流が軌道に乗って現在に至るまで（あるいは面会交流が断絶して現在に至るまで）の経過をインタビュー調査で詳細に聞き取り、面会交流の円滑な実施に向けて意味があったと思われる分岐点（出来事、関わり方、考え方など）や共通の悩み（困難）を探り出す。また、離婚によって子どもと別居している父母が面会交流についてどのように思っているのかを明らかにする。その結果をもとに、面会交流支援の要点を提言したい。

２．研究方法

（１）調査協力者

面会交流の充実を求める当事者団体を通じて、インタビュー調査の協力者（離婚後に子どもと別居している親）を募集した。その結果、別居親 35 名（男性 25 名、女性 10 名）にインタビュー調査を行うことができた。インタビュー調査協力者の平均年齢 43.06 歳、標準偏差 5.84（男性の平均年齢 43.32 歳、標準偏差 5.95 : 女性の平均年齢 42.40 歳、標準偏差 5.80）であった。なお、インタビュー調査協力者が子どもと別居した当時の子ども（長子）の平均年齢は 5.15 歳、標準偏差 4.02 であった。

（２）調査方法・調査時期

インタビュー調査は、個人情報の漏洩を防止できるカウンセリング用の面接室において、研究代表者が１対１の半構造化面接法で行った。インタビューは本人の了承を得てＩＣレコーダーで録音した。共通のインタビューガイドを使用し、主なインタビュー内容は、①基本属性、②結婚経緯、③別居経緯、④離婚経緯、⑤面会交流、⑥養育費、⑦自分の生活への影響、⑧別居生活の支え、⑨面会交流についての意見、の 9 カテゴリー全 29 項目であった。なお、今回の調査は、2014 年秋、2015 年秋、2016 年春の 3 回にわたって行った。インタビュー調査の所要時間は、40 分～99 分、平均 66 分であった。

（３）倫理的配慮

本研究は大正大学研究倫理委員会の研究倫理審査で承認を受けている（承認番号 : 14－研 8）。

インタビュー調査を始める前に、インタビュー調査協力者に「研究協力の同意書」を手渡して、①研究の趣旨、②研究成果の公表、③研究協力の任意性と協力中断の自由、④インタビュー・データの取り扱い、⑤プライバシーの保護、の 5 点について、同意書を読み上げながら補足説明し、質問を受け、本人の理解と納得を得た後に、同意書に署名してもらった。

録音されたインタビューを文字に起こして逐語録を作成した後に、個人情報（人名や地名等）

を符号化ないし一部黒塗りにして、連結不可能匿名化の措置を講じた。第三者が個人を識別できる情報は、「分析にかける逐語録」には含めていない。インタビュー調査の録音データ（ＩＣレコーダー）は、施錠棚で厳重に保管し、研究成果が論文として公表された直後に消去することになっている。

（４）分析方法

分析方法は以下の通りである。

①インタビュー調査の録音データから、連結不可能匿名化の措置を講じた「分析にかける逐語録」を作成した。

②インタビュー調査協力者の基本属性について、クロス集計（カイ二乗検定）や Welch の t 検定等の統計的分析を行った。

③離婚紛争が始まった時点から親権者が確定して面会交流が軌道に乗って現在に至るまで（あるいは面会交流が断絶して現在に至るまで）の経過について、ＴＥＡ（複線径路・等至性アプローチ）による分析を行った。ＴＥＡは、人間の経験を時間的変化と文化・社会的文脈との関係の中で捉え記述するための方法論的枠組みであり（サトウ、2009 ; 安田・サトウ、2012)、本研究の分析に適していると考えられた。

④円滑な面会交流の「秘訣」について、ＳＣＡＴ（４ステップコーディングによる質的データ分析手法）による分析を行った。ＳＣＡＴは、4 ステップのコーディングにより見いだされたテーマや構成概念を紡いで、ストーリーラインと理論を記述する手続きである（大谷、2008 ; 大谷、2011)。分析過程の再検証が容易であることから、本研究の分析に用いた。

３．研究成果と公表

（１）研究成果と今後の課題

本研究により、面会交流を円滑に実施するための「秘訣」の一端を明らかにすることができた。分析結果の詳細については、今後公開される予定の各論文を参照していただきたい。前例のない調査研究であり、わが国の面会交流の支援のあり方を検討する上で貴重な基礎資料となるだろう。とりわけ、今後の研究課題を明確に見いだせたことが収穫であった。相手方とのコミュニケーション、連絡の仕方、送迎の方法、再婚家庭の面会交流、祖父母の面会交流、乳幼児の面会交流など、取り組まなければならない研究課題は山積している。今後は、離婚後に子どもと同居する父母を対象としたインタビュー調査を行い、本研究の結果と比較検討することが必要である。同様に、父母の離婚を経験した子どものインタビュー調査も行わなければならない。また、本研究の成果を量的研究によって実証的に確認することや、施策化に向けて面会交流の支援のあり方について具体的な指針を示すことも必要であろう。研究成果に基づいた円滑な面会交流の実現にとどまらず、子どもの利益に適う離婚後の養育協力のあり方を啓発していきたい。

（２）公表

研究成果の一部は、以下の学会・研修会・講演会で公表した。
①日本家族研究・家族療法学会第 32 回大会「離婚と子ども：子どもを支援する現場から（2015 年 9 月 5 日）
②日本心理臨床学会第 34 回秋季大会「家族の過去・現在・未来（PartⅢ）－家族の親密性（凝集性）はどのように変化しているか？－」（2015 年 9 月 19 日）
③親子ネットＮＡＧＡＮＯ主催講演「どうする？離婚（別居・再婚）その後の子育て」（2015 年 11 月 14 日）
④平成 28 年度国立市子育て支援課主催職員研修「離婚後の問題と親教育について」（2016 年 2 月 17 日）

今後、研究成果をいくつかの論文にまとめ、複数の学術誌（「家族療法研究」「大正大学カウンセリング研究所紀要」等）に投稿する予定である。

＜付記＞
本研究は、公益財団法人前川財団 2014 年度・2015 年度家庭教育研究助成とあわせて実施された。

４．文献

厚生労働省（2011）：平成 23 年度全国母子世帯等調査結果報告．http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/

m ネット通信（2014）：【ＧＯ】離婚時の面会交流と養育費取り決め状況調査結果とりまとめ．Vol 316．http://www.ne.jp/asahi/m/net/send-f/keisai.html

大谷 尚（2008）：４ステップコーディングによる質的データ分析方法ＳＣＡＴの提案－着手しやすく小規模データにも適用可能な理論化の手続き－．名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要（教育科学）．54（2）．27－44.

大谷 尚（2011）：ＳＣＡＴ　Steps for Coding and Theorization　－明示的手続きで着手しやすく小規模データに適用可能な質的データ分析手法－．感性工学．10（3）．155－160.

裁判所（2000 ～ 2014）：司法統計年報　家事事件編．http://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/search

サトウタツヤ（2009）：「ＴＥＭではじめる質的研究　時間とプロセスを扱う研究をめざして」誠信書房

安田裕子・サトウタツヤ（2012）：「ＴＥＭでわかる人生の径路　質的研究の新展開」誠信書房